

BE KOBE

**令和 8 年度
国家予算に対する提案・要望**



神 戸 市

神戸市政の推進にあたり、平素より格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本年1月に阪神・淡路大震災から30年を迎えました。神戸はこれまで市民が力をあわせて助け合うとともに、国内外からたくさんの支援をいただくことで復興を果たし、災害に強いまちづくりを進め、市外の被災地支援にも積極的に取り組んできました。次の世代においても、神戸が他の地域に貢献できる都市であり続けるため、阪神・淡路大震災の経験、知見、教訓を継承してまいります。また、4月には神戸空港で国際チャーター便の運用が開始されました。2030年前後の国際定期便の就航も見据え、国際化という新たなポテンシャルを最大限活用し、国際都市としての価値を高め、神戸を「さらなる高み」へ押し上げてまいります。

また、全国的な少子・高齢化に伴う人口の自然減が加速しています。本市においても新たな価値観、斬新な発想や、本市が保有するデータやエビデンスに基づいた政策立案（EBPM）により、オールドタウン化の進行や都市のスポンジ化に対応するなど、人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。市民一人一人が幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めるとともに、豊かな自然に近接した都市としての強みを生かし、多様な主体の参画を促進しながら、森林・里山の再生やまちの緑化に取り組むなど、暮らしの質・都市の価値を高めていきます。さらに、果敢な成長戦略による投資の好循環の創出などにより、将来世代が過度な負担を背負い込むことがないよう、未来を見据えた循環型社会を創造し、持続可能な大都市経営を行うことで、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現を確かなものにしていきます。

本書に掲げるものは、本市が大都市としての役割と責任を果たすために必要な事項を厳選しておりますので、特段のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和7年6月

神戸市長 久元 喜造

提案・要望項目

| 重点項目

1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進	1
2. 広域交通結節機能の強化	3
3. 都心・三宮再整備等の推進	7
4. 神戸医療産業都市・新産業の推進	12
5. グリーントランスフォーメーション（GX）の推進	15
6. 安全・安心なまちづくりの推進	18
7. 子育て・教育環境の充実	24
8. 保健・福祉・医療の充実	28
9. 地方創生の推進	30

| その他項目

1. まちの活力の創出	32
2. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	36
3. 安全・安心なまちづくりの推進	37
4. 子育て・教育環境の充実	38
5. 保健・福祉・医療の充実	40
6. 多文化共生の推進	47

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和8年度 神戸市

1 - 1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

»内閣官房、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

1) 国際定期便就航に向けた神戸空港の機能強化に対する支援

○ 神戸空港の機能強化及び周辺整備に対する財政支援

- ・ 神戸空港が関西全体の航空需要拡大に寄与するため、国際定期便就航に向けた空港機能の強化（ボーディングブリッジ整備等）に対して財政支援を行うこと
- ・ 関西国際空港との連携強化のため、海上アクセスターミナルと神戸空港ターミナルを結ぶ歩行者デッキの整備に対して財政支援を行うこと

○ 国際便受入拡大に向けた CIQ（税関・出入国管理・検疫）機能の強化

- ・ 国際チャーター便の受入拡大や国際定期便の就航に向け、関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法の各法令による指定を行うこと
- ・ 国際チャーター便の受入拡大に必要な CIQ の人員体制・事業費を確保すること
- ・ 旅客のスムーズな税関・出入国・検疫手続のため、先進的な機器・システム（共同キオスク、税関検査場電子申告ゲート、出入国審査場顔認証ゲート・自動化ゲートなど）を積極的に導入すること

2) プライベートジェットの入受拡大に向けた規制緩和

○ 国際プライベートジェット入国時の受入時間等の規制緩和

- ・ 国際プライベートジェットのさらなる受入拡大に向け、入国時の受入時間、フライトプラン届出期限の緩和を行うこと

3) 海外との経済交流の促進に対する支援強化

○ 中小企業支援機関の機能強化と地方自治体との連携促進

- ・ 海外とのより一層の経済交流を促進するため、支援機関の地方拠点が自治体とのより緊密な連携のもと、事業者の海外展開や対内直接投資の推進が出来るよう必要な体制や事業費を確保すること

4) 観光誘客の推進に対する支援

○ インバウンド誘客の推進に対する財政支援

- ・ 神戸空港の国際化を関西全体のさらなる経済活性化につなげるため、インバウンド観光客の地方への誘客に資する積極的なプロモーションや、本市独自で行う施策に対する財政支援を継続すること

2 - 1. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»総務省、財務省、国土交通省

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業推進

- 早期の全線供用（六甲アイランド～駒栄）に向けた事業推進
 - ・ 必要な事業費を確保するとともに、具体的なスケジュール等を示すこと
 - ・ 有料道路事業を最大限活用すること
 - ・ 暫定4車線化を含めたあらゆるコスト縮減策を講じること
 - ・ 海上部やポートアイランド地区、和田岬以西に早期に工事着手すること
- 直轄負担金の起債に対する地方交付税措置の拡充
 - ・ 従来の直轄高規格幹線道路並みに措置すること
- 地域活性化に資する関連事業の実施
 - ・ 本市が実施する地域活性化事業と協調し、「海上長大橋主塔登頂体験ツアー」等の関連事業を実施すること

2) 神戸西バイパスの事業推進

- 早期供用に向けた事業推進
 - ・ 必要な事業費を確保するとともに、具体的なスケジュール等を示すこと
 - ・ とりわけ自動車専用部については、有料道路事業を活用する事業スキームを堅持し、ミッシングリンクを早期に解消すること

3) 都市活動を支える幹線道路の事業推進

- 国道175号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業推進
 - ・ 暫定2車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費の確保を行うこと
 - ・ 国道175号に接続する県道神戸加古川姫路線等の混雑対策に係る財政支援を行うこと

○ 都市内幹線道路の整備に必要な事業費の確保

- ・道路事業及び街路事業を着実に推進するための継続的な事業費の確保を行うこと

(参考) 【令和7年度予算】

国土交通省：補助事業 高規格道路、IC等アクセス道路その他 2,555億円の内数

交付金事業 防災・安全交付金 8,470億円の内数

交付金事業 社会資本総合交付金 4,874億円の内数

【都市内幹線道路の整備に必要な事業費】

実施事業	事業費 (国費) 単位：百万円	
	令和7年度 (内示額)	令和8年度
道路事業	748 (406)	2,723 (1,396)
街路事業	1,564 (845)	2,763 (1,470)
うち 須磨多聞線（西須磨）	917 (504)	1,300 (715)
うち 鈴蘭台幹線（鈴蘭台駅北側）	210 (105)	713 (357)

○ 主要幹線道路の機能強化

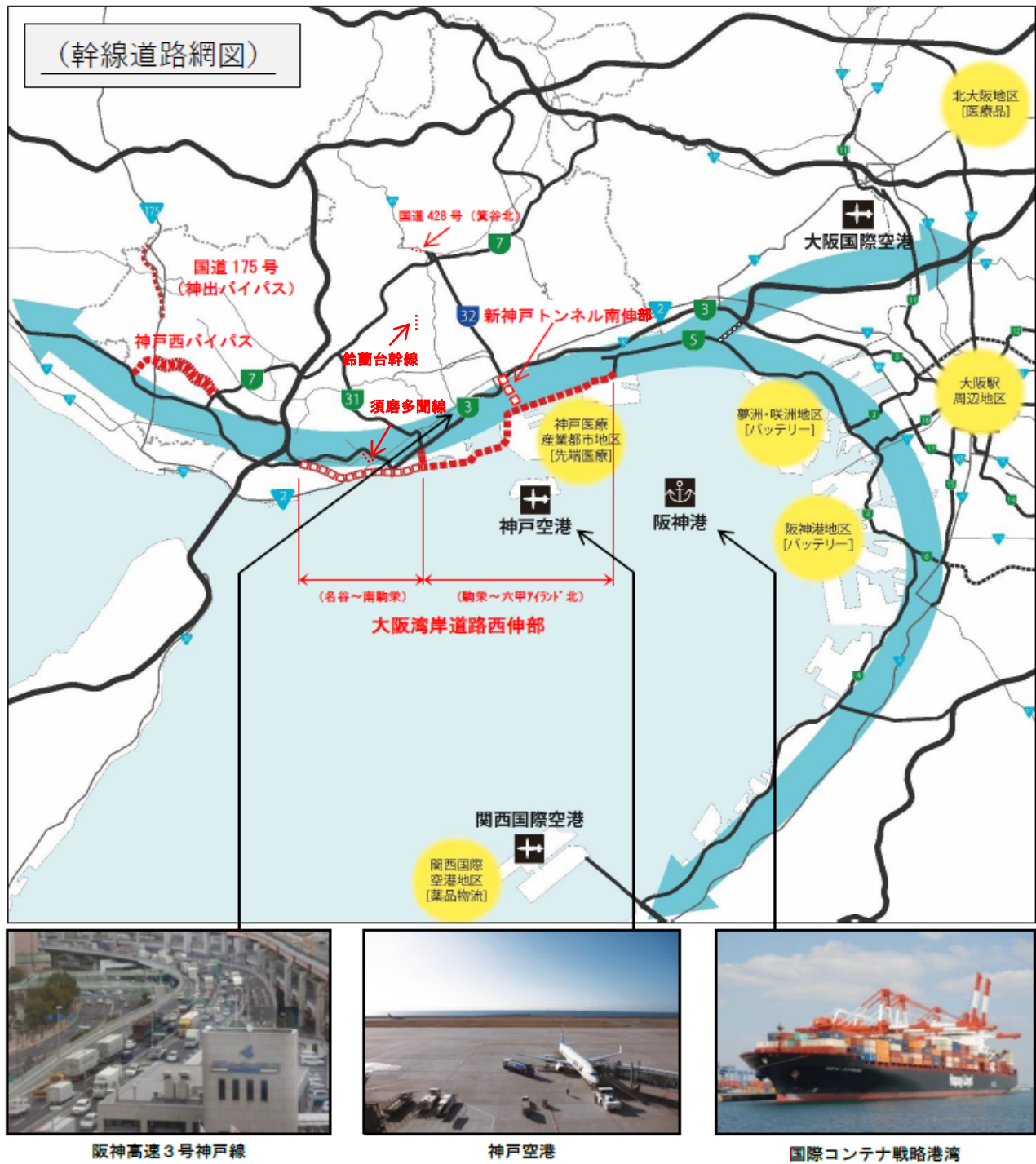
- ・広域ネットワークを充実させるため、ミッシングリンクとなっている新神戸トンネル南伸部など、主要幹線道路の機能強化に対して必要な支援を行うこと

4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現

○ 利用しやすく様々な課題解決に資する高速道路料金の実現

- ・高速道路の有効活用を図るため、ネットワーク整備を着実に進めるとともに、高速道路を賢く使うための料金を実現すること
- ・神戸三田線など主要な幹線道路機能を担う一般道路で慢性的に発生している渋滞解消に向けて、本市において、令和5年度より高速道路料金を割引し、一般道路から高速道路への転換を促す社会実験について、継続的に実施している。今後、検証結果を踏まえた実施内容のさらなる見直しなど、引き続き、地域の課題解決に資する料金施策の実現に支援を行うこと

2. 広域交通結節機能の強化



- 凡例
- ■ ■ 事業中
 - □ □ 計画・構想中
 - 国際戦略総合特区

2 - 2. 神戸港の機能強化

»財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 国際情勢を踏まえた神戸港の取扱貨物量増加に向けた支援

○ 取扱貨物量増加に向けたターミナルの機能強化

- ・コンテナ貨物取扱量増加のため、国際 RORO やフェリーの埠頭群について、「国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網」の一環として直轄工事で機能強化を行うこと
- ・保税区域内において、加工・組み立て等の機能を備えた複合ターミナルの運用における規制緩和を行うこと
- ・CONPAS の神戸港全域への早期普及に向け、利用者のシステム改修への支援を行うとともに、必要な事業費を確保すること

○ 取扱貨物量増加に向けた物流事業者等への財政支援

- ・新たな国際コンテナ戦略港湾政策を推進するにあたり、アジアー北米間における神戸港での国際トランシップ貨物の集貨や内航フィーダー網の拡充に向けた外航・内航船社に対する財政支援を行うこと
- ・環境負荷の低減や流通業務の省力化のため、フェリー等内航海運に対する「地球温暖化対策のための税の還付措置」の継続や、荷主や物流事業者への運航経費の補助など、必要な支援を行うこと

○ 新たな事業用地の確保や老朽化した倉庫・上屋の建替え・更新に対する財政支援

- ・物流機能の高度化の促進、脱炭素化や省力化、流通加工による新たな付加価値を提供する最新の物流施設の集積を図るため、新たな事業用地の確保や老朽化した倉庫・上屋が集積するエリア(新港東・摩耶)における建替え・更新に対する新たな財政支援を行うこと

3-1. 都心・三宮再整備の推進

»総務省、財務省、国土交通省

1) 三宮周辺地区の再整備に対する支援

○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業に対する事業費の確保

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の中で整備される新バスターミナル（Ⅰ期）整備を遅滞なく進めていくための事業費を引き続き確保すること
- ・新バスターミナル（Ⅰ期）と連携した国道2号の道路空間再編の取組みを着実に推進すること

（参考）【新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備 経緯】

令和2年3月 「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」とりまとめ

令和2年4月 「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」事業化

令和7年1月 事業者公募開始

令和9年12月 工事完了（予定）

○ 新バスターミナル（Ⅱ期）の事業化に向けた取組みの推進

- ・新たな中・長距離バスターミナルの整備効果を最大限発揮するため、新バスターミナル（Ⅱ期）の事業化に向けて連携した取組みを推進すること

○ 雲井通5・6丁目地区の再整備等に対する財政支援の継続

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の遅滞のない安定的な事業推進、続く新バスターミナル（Ⅱ期）整備を含む雲井通6丁目北地区の再開発の円滑な事業化に必要な国際競争拠点都市整備事業等による財政支援を継続すること
- ・資材高騰等による工事費上昇の影響を大きく受けている雲井通5丁目地区の市街地再開発事業に対し、地権者の生活基盤等の確保のために遅滞なく事業が推進できるよう、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）による財政支援を継続すること

（参考）【Ⅰ期・雲井通5丁目地区】

令和元年度 都市再生特別地区及び市街地再開発事業 都市計画決定

令和4年度 工事着手

令和9年12月 工事完了（予定）

【Ⅱ期・雲井通6丁目北地区】

令和5年度 市街地再開発準備組合設立、事業協力者決定

令和7年度 都市再生特別地区及び市街地再開発事業 都市計画決定（予定）

○ 「えきまち空間」等の実現に向けた財政支援の継続

- ・「えきまち空間」の核となる三宮クロススクエアの整備や、乗換動線強化や回遊性向上のための三宮駅周辺デッキ整備、新交通三宮駅改良事業、税関線の再整備、及びエリアマネジメント推進などに向けた、都市構造再編集集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業、国際競争拠点都市整備事業による財政支援を継続すること

○ 優良建築物等整備事業にかかる財政支援の継続

- ・三宮周辺地区におけるにぎわい・回遊性の向上を図るため、官民で連携して進めている神戸市役所本庁舎2号館再整備事業を円滑に推進できるよう、優良建築物等整備事業にかかる財政支援を継続すること

○ 市街地再開発事業の認可等にかかる要件の緩和

- ・地権者の同意要件や耐火建築物の割合要件など、都市再開発法に基づく施行要件の緩和を行うこと

（参考）【認可にかかる同意要件】

現行：土地所有者、借地権者の数のそれぞれ2/3以上の同意、及び面積2/3以上の同意

【耐火建築物の割合要件】

現行：耐火建築物の建築面積または敷地面積が区域内の建築物の当該面積合計の1/3以下

- ・権利変換期日から価額確定までが5年を超える市街地再開発事業においても、権利者保護の観点から、従前権利者が権利変換によって取得する資産に対する地方税法上の不動産取得税の控除が適用されるよう扱うこと
- ・再開発会社施行における第一種市街地再開発事業を通じて、公益的な利用を目的に国または地方公共団体が保留床を取得する場合には、当該事業への影響を考慮して、再開発会社を介さずに当該資産を施設管理予定者が取得できるようにすること

3. 都心・三宮再整備等の推進

○ 税制支援制度の継続

- ・都市再生促進税制について、令和8年度以降も延長すること

(参考) 都市再生促進税制（民間都市再生事業に係る支援措置）

- ・概要：都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域内における都市開発事業が、国土交通大臣の認定を受けると、事業者による土地取得・建築物の整備や地権者の土地譲渡に対して、税制上の特例を適用できる
- ・対象税目：所得税・法人税、登録免許税（建物保存登記）、不動産取得税、固定資産税・都市計画税

- ・ウォーカブル推進税制について、令和8年度以降も延長すること

(参考) ウォーカブル推進税制

- ・概要：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）にて、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、税の軽減措置を講じる制度
- ・対象税目：固定資産税、都市計画税

2) ウォーターフロント再整備に対する財政支援

○ 回遊性強化及び賑わい創出に必要な財政支援

- ・ウォーターフロントエリアの回遊性を強化し、インバウンド誘客などさらなる賑わい空間の創出を図るため、メリケンパークの緑化を含む高質空間の創出や京橋船だまりの再編、歩行者空間の再整備に対する財政支援を継続すること

(三宮周辺エリア図)



3 - 2. 王子公園地区の活力の創出

»国土交通省、内閣府

1) 王子公園再整備の推進

○ 王子公園再整備に対する財政支援の継続

- ・ 緑豊かで市民の憩いやスポーツ、子供たちの学びや成長の場となり、災害時には広域防災拠点として、まちの魅力や安全・安心に寄与する公園リノベーションを進めるため、財政支援を継続すること
- ・ 魅力ある高質な空間を整備し、賑わいを創出することで、地域の活力向上に寄与するよう、駅や大学、動物園が一体的につながり、新たなシンボルとなる拠点施設整備や関連するインフラの整備に必要な財政支援を継続すること

2) 王子公園駅周辺の再構築

○ 王子公園駅周辺の再構築に対する財政支援の継続

- ・ 駅周辺において安全で円滑な交通を確保するとともに、交通結節機能の向上を図るため、街路や駅前広場等の公共空間の再編に併せて実施する都市交通施設の整備に必要な財政支援を継続すること

4 - 1. 神戸医療産業都市の推進

»内閣府、文部科学省

1) 産官学医連携による神戸未来医療構想の推進

- 神戸発の医療機器創出や医工融合人材の育成に対する財政支援の継続
 - ・産官学医が一体となって取り組む医療機器開発による産業振興や医工融合人材の育成を推進するため、「地方大学・地域産業創生交付金事業」による財政支援を継続すること

2) 計算科学研究拠点の形成と産業利用の推進

- スーパーコンピュータ「富岳」を中核とした情報基盤の開発・運用拠点の整備
 - ・神戸における計算科学研究拠点形成のため、「富岳」を安定的に稼働し、社会課題の解決などの利活用を行うとともに、「富岳 NEXT」の開発・整備に向けた取り組みを着実に進めること
 - ・「富岳」の産業利用の裾野を拡大すべく、F O C U Sの活動を含め、産業界のニーズの掘り起こしや技術支援に対する財政支援を継続すること

4 - 2. 産官学連携による革新的な起業・高度専門人材育成の推進

»内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省

1) 地域課題解決に向けた産官学連携によるプラットフォーム構築・運営

○ 中央教育審議会の答申に基づく地域連携プラットフォームによる取り組みへの支援

- ・大学生の地元就職支援のために取り組むインターンシップ事業等への財政支援及び、大学間連携によるキャリア教育の共通カリキュラムの開発などの取り組みへの支援を行うこと
- ・外国人留学生の受入れ促進に向けた取り組みへの支援を行うこと
- ・大学・大学院と地域の企業や経済団体との連携・協働による、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたり・スキリングを含めたりカレント教育に対する財政支援を継続すること
- ・高度専門人材を確保するため、大学院への進学意欲の醸成やキャリア形成に向けた取り組みへの支援を行うこと

2) 実践的・創造的技術者育成の中核となる市立工業高等専門学校に対する財政支援の拡充

○ 市立工業高等専門学校の機能強化に対する支援

- ・ 国立高等専門学校の運営費交付金と同水準となるよう、地方交付税措置における基準財政需要額の算定基準を見直すこと
- ・ 新たな時代を担う技術者育成の推進のため、基盤的設備の集中的な更新・整備に対し、国立高等専門学校と同水準の財政支援を行うこと
- ・ 地元企業の高度化・魅力化、高度人材の地元定着の促進、新たなイノベーションの創出によるスタートアップの推進に寄与するための産金官学連携拠点「神戸高専地域共創テクノセンター」の整備、運営に対する財政支援を拡充すること
- ・ 社会課題の解決に資するスタートアップ人材の育成に向けて、アントレプレナーシップ教育に対する財政支援を行うこと
- ・ 女性の理工系人材育成のため、工業高等専門学校が女子学生の受入を拡大するための環境整備や女子学生の理系進路選択を支援する取り組みに対しての財政支援を拡充すること

3) 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市に対する支援の充実

○ 「グローバル拠点都市」への支援における事業費の確保

- ・ 各グローバル拠点都市が実情に応じたスタートアップ支援を行うため、新たな交付金制度を創設すること
- ・ スタートアップの着実な成長を促すため、国の公共調達において拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる新たな制度を創設すること

5-1. カーボンニュートラルの推進

»総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、文部科学省

1) 水素エネルギーの利用促進

○ 水素エネルギーを活用する事業者に対する財政支援の拡充

- ・水素を地産地消し、都市部における脱炭素に寄与するエネルギー供給インフラ構築に対する財政支援を拡充すること
- ・水素エネルギーを活用した脱炭素化を推進するため、「価格差に着目した支援制度」の認定要件（年間の最低供給量・事業期間の制限等）を緩和するとともに、事業者による水素関連設備の導入に対する財政支援を拡充すること

○ 水素モビリティや水素ステーションに対する財政支援の拡充

- ・水素を燃料とする乗用・商用車（バス、トラック、パッカー車など）のさらなる導入及び商用車に対応した水素ステーションの建設・改修・運営に対する財政支援を拡充すること

2) 水素エネルギー産業の振興

○ 水素関連製品の社会実装に向けた支援

- ・世界の水素市場における国内の製品・技術の競争力強化や、水素に関する規制の合理化・適正化に向けたデータ取得をするために必要となる試験・研究開発および人材育成に寄与する施設を整備すること
- ・市内中堅企業・中小事業者の水素関連技術の国際競争力を高めるため、水素関連製品の研究・開発・実証に対する財政支援を行うこと
- ・市内中堅企業・中小事業者の水素エネルギー産業への参入を促進するため、技術力向上、人材育成、販路開拓支援等の取組みに対して財政支援を行うこと

3) 下水汚泥資源「こうべ再生リン」の肥料利用の拡大

○ 持続可能な下水汚泥由来の肥料製造と流通拡大に向けた支援

- ・下水汚泥由来の肥料である「こうべ再生リン」の供給拡大に向けて、リン回収施設の増設に係る財政支援を継続すること
- ・下水道からのリン回収を国内肥料利用拡大の取り組みとして位置付け、リン回収に係る費用に対する地方財政措置を講じること
- ・地域資源を活用した循環型農業を実現するため、下水汚泥由来肥料の開発や、PRにかかる支援を行うとともに、肥料の原料供給者、製造事業者、利用者等をつなぐ横展開に向けた支援を継続すること

4) 電動車の普及促進

○ 充電インフラ整備に対する財政支援の拡充

- ・電気自動車の普及に向けて、充電インフラ補助金の増額など、充電インフラ整備に対する財政支援を拡充すること

（参考）【電気自動車等の普及状況（令和6年3月末現在）】

車種	全国(台)	神戸市(台)
燃料電池自動車（FCV）	8,051	65
電気自動車（EV）	196,475	2,174
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	252,913	2,451
ハイブリッド自動車（HV）	12,572,826	128,799

※自動車検査登録情報協会統計情報より（軽自動車を除く）

5）港湾・空港の脱炭素化推進計画の実施に対する財政支援

- 神戸港・神戸空港の脱炭素化に対する財政支援の創設及び拡充
 - ・ 環境に配慮した港湾荷役機械を導入する民間事業者への補助制度の創設及び、陸上電力供給システムの普及に向けた値差支援制度の創設（電気と重油との価格差）を行うこと
 - ・ 空港車両のEV・FCV化など脱炭素化に向けた財政支援の拡充を行うこと

6）脱炭素化に対する財政支援の継続

- 脱炭素化事業に対する財政支援の継続
 - ・ 脱炭素化推進事業債について、令和8年度以降も延長すること

6-1. 国土強靱化による安全・安心の確保

»内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、経済産業省、環境省

1) 防災・減災、国土強靱化施策の推進

○ 防災庁の創設及び神戸周辺への拠点設置

- ・ 防災に関する政策立案・総合調整機能を担う防災庁を創設するとともに、首都直下地震発生時のバックアップ機能や南海トラフ地震発生時の現地対策機能を担う拠点を神戸周辺に設置すること

○ 国土強靱化施策の推進に対する財政支援の継続

- ・ 昨今の甚大な被害をもたらす地震、豪雨等の災害の状況も踏まえた上で、道路ネットワーク及び都市公園施設・河川改修・各種インフラの改築更新などの国土強靱化の取組を引き続き進めるため、財政支援を継続すること
- ・ 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、令和8年度以降も延長すること

2) 上下水道・工業用水道施設の強靱化に必要な財政支援の拡充

○ 上水道・工業用水道の施設及び管路の地震対策、老朽化対策に対する財政支援の拡充

- ・ 地震発生時においても水道利用者への安定供給を確保するため、配水池及び基幹管路等の地震対策に対する財政支援を拡充すること
- ・ 安定した水道事業経営基盤を維持するため、老朽化した配水池等の再編（統廃合）に必要な管路整備及び基幹管路の更新に対する財政支援を行うこと
- ・ 工業用水道にかかる強靱化事業の財政支援を拡充し、補助率を引き上げること

○ 下水道の施設及び管路の老朽化対策、地震対策、浸水対策に対する財政支援の継続

- ・ 市民の安全・安心の暮らしを守るため、下水道の施設及び管路の老朽化対策に係る点検調査および改築更新に対する財政支援制度を拡充するとともに、重点的な財政措置を行うこと
- ・ 災害時における機能確保のため、下水道の施設及び管路の耐震化などの地震対策に対する財政支援を継続すること
- ・ 雨水ポンプ場や雨水幹線の改築更新事業などの浸水対策に対する財政支援を継続すること

3) 土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の拡充

○ 直轄砂防事業の積極的な推進

- ・ 近年頻発する想定を超える自然災害に備えて、事前防災対策となる砂防施設整備や六甲山系グリーンベルト整備などの事業費を積極的に確保すること
- ・ 砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化を着実に推進できるよう、必要な予算を確保すること

(参考)【直轄砂防事業(神戸市域)】

事業費：令和6年度当初 30.7 億円・22 箇所(うちグリーンベルト：10.3 億円・10 箇所)

補正 9.7 億円・3 箇所

令和7年度当初 29.9 億円・19 箇所(うちグリーンベルト：9.9 億円・10 箇所)

○ 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件緩和

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業について、公共事業の採択要件に満たない箇所の対策要望が多いことから、市民の安全安心の向上のため、採択要件の緩和を行うこと

(参考)【採択要件】

公共事業：がけ高 10m 以上かつ保全人家 10 戸以上

○ がけ地近接等危険住宅移転支援事業における住宅賃借等費の制度創設

- ・ 土砂災害特別警戒区域内住宅の移転支援において、高齢・単身世帯にとっては、住宅の建設・購入のハードルが高く、賃貸住宅への転居希望が多いことから、住宅賃借の助成メニューを創設すること

(参考)【がけ地近接等危険住宅移転支援事業】

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅の移転に対する支援

- ・ 除去費(木造住宅の場合) : 3.3 万円/㎡(上限なし) 国費率 1/2
- ・ 動産移転等費(引っ越し等) : 97.5 万円(上限) 国費率 1/2
- ・ 建物助成費(借入金利子相当額) : 731.8 万円(上限) 国費率 1/2

○ 災害等廃棄物処理事業費に対する財政支援の拡充

- ・ 近年頻発している局地的な豪雨災害により懸念される生活環境及び公衆衛生の悪化に対応するため、他の災害復旧事業の採択要件と同一とすること

(参考)【災害等廃棄物処理事業費補助金】

・ 概要：建物所有者の申請に応じ、市が被災家屋等を災害廃棄物として解体・撤去をする場合にこれらに要する経費の一部について補助する

・ 要件：最大 24 時間雨量 80 mm 以上等

(参考)【他省庁における災害復旧事業の採択基準】

・ 国土交通省 最大 24 時間雨量 80 mm 以上または最大時間雨量 20 mm 以上

・ 農林水産省 最大 24 時間雨量 80 mm 以上または最大時間雨量 20 mm 以上

・ 文部科学省 最大 24 時間雨量 80 mm 以上、最大時間雨量 20 mm 以上、
または最大 72 時間雨量 180 mm 以上

・ 環境省 最大 24 時間雨量 80 mm 以上

※被害状況によっては最大時間雨量 20 mm 以上も対象

4) 港湾等臨海部における安全・安心の確保に向けた財政支援

○ 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策への財政支援

- ・老朽化が進み維持管理費用が増加している港湾施設（道路及び外郭・係留施設等）、海岸保全施設（防潮堤及びポンプ場）の機能確保のため、老朽化対策への財政支援を拡充すること
- ・予防保全型の維持管理を進めるため、港湾施設及び海岸保全施設の定期点検と個別施設計画の更新に対する財政支援の拡充を行うこと

5) 東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進

○ 直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）の着実な推進

- ・地域の道路、鉄道などの重要路線の安全を確保するため、直轄海岸保全施設整備事業について、事業期間内での完了を目指し積極的に推進すること

（参考）【直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）】

事業期間：昭和 36 年度～令和 8 年度(R4.12 事業評価監視委員会にて期間延伸決定)

事業費：令和 7 年度当初 500 百万円

整備内容：【塩屋東地区】 護岸工 L＝約 396m（海浜侵食と台風等の越波対策）

【狩口地区】 護岸工 L＝約 130m（護岸未整備箇所の整備）

6-2. くらしの安全・安心を守る取組みの推進

»内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 市民生活・市内事業者に対する支援の拡充

○ 医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援

- ・エネルギー価格を含む物価高騰等を踏まえ、医療機関における診療報酬、介護・障害福祉サービス等の報酬、保育所の公定価格をはじめとする社会福祉施設等の給付費・措置費の算定方法について、情勢の変化に応じて適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うこと

○ 経済活動の維持・地域経済の成長のための支援

- ・地域経済を支える市内事業者の事業継続のため、物価高騰等の全国的な課題に対して、引き続き、業種・業態、事業規模に応じた支援を行うこと
- ・米国関税措置により影響を受ける中堅・中小事業者に対し、資金繰り支援や設備投資支援を行うとともに、サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、価格転嫁・取引適正化対策を引き続き実施すること
- ・経営力強化や経営改善・事業再生等の様々な資金需要に対応するため、各種制度融資を拡充するとともに、保証利用時に必要な信用保証料に対する補助を拡充すること
- ・地域経済の持続的な成長や好循環の創出に向けて、中堅・中小事業者の賃上げや設備投資を促すため、DXの推進や新事業展開等の経営基盤の強化に対する支援を拡充すること

○ 地域の生活に必要な公共交通を維持するための財政支援

- ・燃油価格等の高騰に大きな影響を受ける公共交通事業者に対し、事業の維持・継続に必要な支援を引き続き行うこと

2) 公共施設の整備に対する財政措置

○ 公立病院の施設整備にかかる財政措置の拡充

- ・近年の資材高騰等建設コストの動向を踏まえ、公立病院の施設整備にかかる病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置算定における建築単価をさらに見直すこと

3) 空家等の活用及び適切管理の促進

○ 空家等対策に資する制度の改善

- ・相続登記義務化等の実効性を高めるとともに、所有者不明土地建物管理制度の活用によって生じた売却益を市町村に帰属させる制度を創設するなど、空家等対策に資する制度改善を行うこと

4) 重要インフラへのサイバー攻撃対策

○ 重要インフラへのサイバー攻撃対策強化に対する支援

- ・サイバー攻撃に関するインシデント情報を迅速かつ詳細に提供するとともに、重大なインシデント発生時に高度セキュリティ人材を派遣する制度を創設すること
- ・医療機関等の重要インフラの対策強化に対する財政支援及び人材育成に対する支援を拡充すること

5) 水環境保全対策の推進

○ 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）に対する総合的取組みの推進

- ・有機フッ素化合物（PFOS、PFOA、PFHxS）について、ヒトに対する毒性評価や農作物による吸収等についての調査研究を進め、その発生メカニズムを解明し、正しい情報を発信するとともに、環境基準、排水基準、食品の基準など、早急に全国一律の基準値を設定すること
- ・PFOS、PFOA、PFHxS以外の有機フッ素化合物についても、ヒトに対する毒性評価等を進め、規制対象にすべき物質を早急に選定するとともに、適切な分析方法を提示すること
- ・公共用水域等のモニタリングに対する財政支援を行うとともに、除去技術を確立すること

（参考）【令和7年度予算額】

環境省 ：PFAS 対策推進費 1.89 億円

環境省 ：総 PFAS 対策等検討事業 0.5 億円

農林水産省：安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち① 課題解決型プロジェクト研究ア持続可能な農林水産業推進とフードテック等の振興に対応した未来の食品安全プロジェクト 1.0 億円

7-1. 子育て環境の充実

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

1) 子育て世帯の経済的負担の軽減

○ 国策としてのこども医療費助成制度の創設に向けた事業費の確保

- ・それぞれの自治体が独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考) 【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～18歳：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

○ 学校給食費の無償化にかかる財政支援

- ・令和8年度実施予定の小学校給食費の無償化について、自治体の負担が生じないよう、財政支援を行うこと
- ・中学校給食費の無償化についても早期に実施すること

○ 幼児教育・保育の利用者負担軽減に向けた財政支援の拡充

- ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと
- ・全ての世帯で扶養順による第2子以降無償化を行うこと

(参考) 【本市における令和6年度の対国基準軽減率】 39%（所要額：約21億1千万円）

(参考) 【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

2) 教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援

○ 保育士配置基準の改善

- ・1歳児の保育士配置基準について、6対1から5対1への改善を早期に行い、それまでの間については、保育士配置改善加算の要件の緩和を行うこと

○ 保育人材の確保及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・ 幼稚園・保育所等の公定価格・児童養護施設等の措置費の設定については、これまでの国における処遇改善推進の取り組みに逆行することがないように、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の算定の見直しを行い、必要な財政支援を行うこと
- ・ 保育士配置基準の改善やこども誰でも通園制度の本格実施に向け、保育施設等で働く職員の確保・定着がより一層重要となることから、保育施設等で働く職員の確保・定着に向け、他職種を上回る処遇改善を実現すること
- ・ 「保育士宿舍借り上げ支援事業」において、保育施設等で働く全ての職員を補助対象とすること

○ 耐震化・老朽改築・大規模修繕等のための事業費の確保

- ・ 老朽化が進む教育・保育施設、児童館、児童養護施設等の耐震改修や老朽改築、また、認定こども園への移行等に着実に対応できるよう事業費を十分に確保するとともに、補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充すること

3) こども誰でも通園制度の拡充

○ こども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応

- ・ 令和8年度からの全自治体での本格実施に向け、専任保育士の配置に必要な基本額を措置するなど、安定的な運営に必要な財政支援を行うこと

4) 児童虐待防止対策の拡充

○ 児童虐待防止対策に対する支援の拡充

- ・ 市区町村窓口の職員配置基準についての法整備と必要な財政措置など児童虐待防止対策に対する支援を拡充すること

7-2. 教育環境の充実

»文部科学省、厚生労働省

1) 教職員定数の計画的な改善

○ 教職員定数の計画的な改善

- ・ きめ細かな指導体制を構築するため、特別支援学級の学級編制基準の引下げも含め、さらなる少人数学級編制の実現に向けた教職員定数の計画的な改善を行うこと
- ・ 不登校や特別な配慮を要する児童生徒への支援など、多様化・複雑化する教育課題に対応するため、学級・教科担任以外の基礎定数及び加配定数についてもさらなる改善を行うこと

2) 学校施設整備事業の推進

○ 学校施設の環境改善に対する財政支援の拡充

- ・ 学校施設の安全性確保や防災機能強化のため、学校施設環境改善交付金事業に対する財政支援の継続、補助単価の引上げ及び補助要件の緩和を行うこと

(参考) 【昨今の採択状況】

年度	神戸市		うち国庫補助対象事業	
	事業費	事業内容	事業費 (国費)	事業内容
令和6年度	113.5 億円	長寿命化改修、大規模改修（外壁・EV・空調）、 その他学校施設改修	53.0 億円 (17.4 億円)	長寿命化改修、大規模改修（外壁・EV・空調）
令和7年度	140.9 億円	長寿命化改修、大規模改修（外壁・EV・空調）、 その他学校施設改修	40.5 億円 (14.1 億円)	長寿命化改修、大規模改修（外壁・EV・空調）

3) G I G A スクール構想のさらなる推進

○ G I G A スクール構想のさらなる推進に対する財政支援の拡充

- ・ ネットワーク機器や端末周辺機器、ソフトウェアライセンス、運用管理にかかる費用を補助対象とするなど、さらなる財政支援を行うこと
- ・ 児童生徒が使用するデジタル教科書について、無償で提供すること
- ・ 高等学校における端末整備に対する財政支援を行うこと

4) 不登校児童生徒への支援

○ 不登校児童生徒への支援推進事業に対する財政支援の拡充

- ・ 様々な背景をもつ不登校児童生徒への支援を行うため、教育支援センター支援員の人員配置に対する財政支援を拡充すること
- ・ 教育機会確保法の附則第2条に定めるとおり、フリースクールに通う不登校児童生徒等への経済的支援のあり方について早急に検討を進め、必要な財政支援を行うこと

5) 部活動の地域移行（地域展開）

○ 部活動の地域移行に対する財政支援

- ・ 地域移行後に発生する費用負担の考え方を明確にし、保護者負担を軽減するための財政支援を行うこと
- ・ 教育扶助のうち、クラブ活動にかかる費用に対して支給される「学習支援費」について、民間企業・NPO、大学等が実施する地域移行後の活動についても支給対象とすること
- ・ 教員が中心となって運営してきた大会やコンクールについて、地域移行後も継続して開催できるよう、必要な財政支援を行うこと

○ 教員等の参画及び生徒の大会参加に向けた制度の柔軟な運用

- ・ 部活動の地域移行後も多くの教員が地域クラブ活動に参画することが見込まれるため、給与・報酬を受けずに地域クラブ活動に参画する場合は、教育公務員特例法第17条に基づく兼職・兼業の承認について柔軟な対応が可能となるよう特例措置を講じること
- ・ 地域移行後も生徒が目標とする大会に参加できるよう、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する各競技団体へのチーム登録並びに選手登録における指導者資格の取り扱いについて柔軟な運用を行うよう、各競技団体に対して働きかけること

8-1. 保健・福祉・医療の充実

»法務省、厚生労働省

1) 新型コロナワクチン接種の円滑な実施

○ 新型コロナワクチン接種に対する財政支援及び健康被害対策

- ・新型コロナワクチン接種について十分な財政支援を行うとともに、ワクチン接種後の健康被害について、救済制度に基づく自治体からの進達に対して速やかに審査・判定し、必要な支援を行うこと。

2) 認知症施策の充実

○ 早期診断のための認知機能検診に対する財政支援

- ・本市が実施している認知症診断助成制度を継続的に運用できるよう、第1段階の認知機能検診について、介護保険の地域支援事業もしくは新たな補助メニューの創設による財政支援を行うこと

(参考)【神戸市認知症診断助成制度(平成31年1月28日開始)の概要】

第1段階:認知機能検診	対象 : 65歳以上になる市民 内容 : 認知症の疑いが「ある」か「ない」かの検診
第2段階:認知機能精密検査	対象 : 第1段階で認知症の疑いが「ある」とされた方 内容 : 認知症かどうか、軽度認知障害を含めた病名の診断を行う ※医療保険適用。自己負担分について市から助成
財源	市民税均等割の上乗せ(事故救済制度と併せて400円/年)

○ 事故救済制度の創設及び認知症予防施策の拡充

- ・本市独自で取り組んでいる事故救済制度について、継続的に運用できるよう、全国的な制度の創設及び財政支援を行うこと
- ・その他認知症予防について、必要なメニューを明確化した上で地域支援事業でのサービスの創設及び財政支援を行うこと

3) 福祉人材確保の推進

○ 福祉人材の確保、離職防止のための適切な報酬設定

- ・介護・障害福祉サービスの報酬等の設定については、これまでの国における処遇改善推進の取組みに逆行することがないように、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の算定の見直しを行い、必要な財政支援を行うこと
- ・介護・障害福祉サービスに従事する福祉人材について、他産業との給与格差を是正するとともに、人材育成・定着の取組みの強化と自治体へのさらなる財政支援を行うこと
- ・ＩＣＴ機器等の導入経費にかかる国の補助について要件緩和を行うなど、事業所の業務効率化に対する支援を拡充すること

4) 単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築

○ 地方自治体による遺留金の柔軟な活用

- ・遺留金の帰属先を国から地方自治体へ変更するとともに、地方自治体が管理する遺留金について、柔軟な活用を可能とする制度改正を行うこと

9 - 1. 地方創生の推進

»内閣府、総務省

1) 多様な大都市制度の早期実現

○ 大幅な事務・権限及び税財源の移譲

- ・基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、事務・権限と税財源のさらなる移譲をより積極的に進めること
- ・地方分権改革に関する提案募集制度について、事務・権限の委譲や規制緩和をより推進するため、提案内容の実現に向け積極的に取り組むこと

○ 「特別市」制度の法制化

- ・指定都市市長会における要請や提言を踏まえ、「特別市」制度の法制化の早期実現を図ること

(参考)【特別市の概要】

基礎自治体優先の原則の下、住民により良い行政サービスを提供するために二重行政を解消し、公平な税財源配分に見直す制度

2) 東京一極集中是正の実効性をあげるための大都市への必要な支援

○ 地方拠点強化税制の支援措置の継続及び支援内容の拡充

- ・地方拠点強化税制の期間を令和8年度以降も継続すること
- ・既成都市区域を拡充型の対象地域とするなど、適用要件を緩和すること
- ・賃貸オフィスビルへの入居について、支援を拡充すること

その他項目

国家予算に対する提案・要望
令和8年度 神戸市

1. まちの活力の創出

»文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省

1) 公共交通機関の利用促進等の充実

- 地域の玄関口である鉄道駅の魅力向上を図るための財政支援
 - ・ 鉄道事業者と市が連携して実施する、沿線を活性化し利用者増につながる駅舎等の再整備に対して財政支援を行うこと
- 地域内フィーダー系統に対する財政支援の拡充
 - ・ 地域コミュニティ交通の維持・充実に図るため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金による財政支援を拡充すること

2) 公園整備等の推進

- 都市公園リノベーション及び都市緑化推進に対する財政支援の継続
 - ・ 子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編に必要となる財政支援を継続すること
 - ・ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラ整備に必要となる財政支援を継続すること
 - ・ 都心・三宮再整備事業において、都市の魅力を向上させ、神戸のシンボルとなる東遊園地の再整備への財政支援を継続すること
- 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進に対する事業費の確保
 - ・ 国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接するしあわせの村とあわせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されており、残りの区域についても早期に供用が開始できるよう事業費を確保すること

3) 六甲山・摩耶山の活性化

- 六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実に対する財政支援の拡充及び柔軟な制度運用
 - ・市街地からのアクセス交通（索道等）の維持・充実を図り、六甲山の活性化を進めるため、観光振興事業費補助金の対象を拡充するなど、財政支援を行うこと
 - ・国立公園の保全と活用の観点を踏まえ、六甲山・摩耶山の市民利用の促進に資する索道の新設について、自然公園法による規制の柔軟な運用を行うこと
- 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和
 - ・六甲山における民間投資の促進を図るため、自然公園法による規制の緩和、実情を勘案した柔軟な運用を行うこと

4) 市街地整備の推進

- 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に対する財政支援の継続
 - ・駅前再開発事業により整備された鈴蘭台駅へのアクセス性の向上、通学路の安全確保、事業区域内の兵庫商業高校跡地を活かしたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業の計画的かつ集中的な財政支援を引き続き行うこと

5) 駅周辺の活性化

- 駅周辺のリノベーションに対する財政支援の継続
 - ・都市ブランドを向上させ、人口誘引を図ることを目的に取り組んでいる駅周辺のリノベーションを推進するため、集中的な財政支援を引き続き行うこと

6) 空家等の活用及び適切管理の促進

- 相続登記義務化と住所等変更登記義務化の実効性を高める制度の拡充
 - ・ 市が把握する空家所有者等の情報提供をもって相続登記や住所等変更登記の申請義務を負う者に催告等を行うとともに、住所等変更登記について意思確認ができた場合は登記官による職権登記を行うこと
- 所有者不明土地建物管理制度、管理不全建物管理制度の改善
 - ・ 市町村長が所有者不明土地建物管理命令を請求した事件に関して、土地の売却によって管理人が供託した金銭を市町村に帰属させる制度を創設すること
 - ・ 管理人が借地上の建物を解体した事件に関して、土地所有者に対し、土地基本法第5条第2項の趣旨に基づき、適切な負担を求めることができる制度を創設すること
 - ・ 管理不全建物管理制度における所有者の同意が必要な処分行為の範囲を、建物全体の除却に限定する旨を明文化すること
- 行政代執行制度の改善
 - ・ 代執行の対象となる建物に残された有価動産・現金の取扱いを立法化すること
 - ・ 借地上の建物を代執行により除却した場合、土地所有者に対し、土地基本法第5条第2項の趣旨に基づき、適切な負担を求めることができる制度を創設すること
 - ・ 行政代執行に要した費用回収について、強制徴収に加えて民事執行手続きによる回収も選択できるよう制度を変更すること

7) 住宅政策の推進

○ 居住支援協議会に対する財政支援の拡充

- ・ 居住支援法人やその活動を支援する居住支援協議会の取組みが今後ますます重要となることから、財源となる居住支援協議会等活動支援事業については、今後も安定的に活動を行うために必要な財政支援を行うこと

○ 家賃債務保証料等の低廉化に係る補助の対象者の拡充

- ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、活用しやすい制度となるよう、入居者を補助対象とすること

○ マンション長寿命化促進税制にかかる対象要件の緩和

- ・ マンションの管理適正化及び管理計画認定制度の推進のため、マンション長寿命化促進税制の対象要件を緩和すること

8) 博物館・美術館・文化財を活用したまちづくり

○ 文化財の保存及び更なる活用に向けた財政支援の継続

- ・ 貴重な文化財が地域の誇りとなり、多様な人々が文化財の魅力を共有、協働し、永く継承することができる「まち」を実現するため、財政支援を継続すること

○ 博物館や文化財におけるインバウンド対策のための財政支援の拡充

- ・ 展示・解説の多言語化やV R／A R技術等も活用したデジタルコンテンツの導入を図るため、文化資源活用事業費補助金等を拡充すること

9) 産業団地整備の推進

○ 新たな産業団地の整備に対する財政支援の継続

- ・ 成長産業等の立地による雇用創出を通じた地域経済の活性化を促進するため、神戸複合産業団地南地区における新たな産業団地整備に対する財政支援を継続すること

2. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

»デジタル庁、総務省、法務省

1) 自治体情報システムの標準化に向けた円滑な移行支援

○ 十分な財政支援

- ・ 特定移行支援システムを含む全てのシステムについて、移行が完了するまでの必要経費を全額補助すること
- ・ ガバメントクラウド利用料及びシステムの運用保守経費について、現行システムの運用経費を上回ることはないよう必要な措置を講ずること

2) マイナンバー制度に関する財政支援及び国民への周知等

○ マイナンバーカード関連事務に対する財政支援の継続

- ・ マイナンバーカード交付事務費補助金については、約8割の国民・市民がカードを保有し、再交付等のマイナンバーカード関連事務が今後も恒常的に続くことを踏まえ、交付体制を安定的に維持できるよう、交付等の事務に対する事業費の全額を確保し、交付予定額を早期かつ明確に示すこと
- ・ マイナンバーカードの普及に伴い増加している券面記載事項の変更など、マイナンバーカード交付後の事務も補助金の対象に加え、その所要額全額を措置すること

○ マイナンバーカードの活用策に関する国民への周知等

- ・ マイナ保険証やマイナ免許証等の国が推進するマイナンバーカードの活用策については、国民に混乱が生じないよう、国の責任において、わかりやすく周知するための広報活動に取り組むこと。また、マイナンバーカードや電子証明書の更新時に生じるサービス利用の制約事項等については、自治体に対して適時に共有すること

3) 氏名の仮名表記の戸籍記載事項化の取組み

○ 氏名の仮名表記の戸籍記載事項化に伴う事業費の確保

- ・ マイナンバーカードの海外利用開始に伴い、戸籍の記載事項に氏名の仮名表記を追加する必要があるため、市町村が必要とする経費の全額を確保し、交付額を早期かつ明確に示すこと

3. 安全・安心なまちづくりの推進

»内閣官房、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 被災者生活再建支援制度の充実

○ 世帯数要件の撤廃及び支援金支給対象の拡大

- ・ 地方自治体ごとの被害規模（被災世帯数）要件を撤廃するとともに、すべての半壊や、住宅以外の生活基盤被害についても支給対象とすること

2) 水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の充実

○ 河川治水対策の推進に対する財政支援の継続

- ・ 都市基盤河川改修事業を着実に進めるため、妙法寺川等の改修事業について、十分な財政支援を継続すること

3) 生態系被害等防止対策の強化

○ ニホンジカ、ツキノワグマの侵入・定着防止策への支援

- ・ 都市部近郊の貴重な自然地であり、観光地としても重要な六甲山系のニホンジカによる生態系被害、景観の悪化、土砂災害の危険性の増加等を未然に防止するため、侵入・定着防止対策に対する財政支援を行うこと
- ・ 近年、ツキノワグマの行動範囲が拡大していることから、広域的なモニタリング調査や被害防止対策について必要な財政支援を行うこと

○ 特定外来生物対策の強化

- ・ 特定外来生物のうち、特に本市での初確認から間もないクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、ナガエツルノゲイトウ等による被害及び分布の拡大を阻止するため、防除対策への財政支援の強化を図ること

4. 子育て・教育環境の充実

»内閣府、文部科学省

1) 児童福祉施策の拡充

- 児童養護施設等における人員配置の充実に対する財政支援の拡充
 - ・ 栄養士の配置義務のない施設定員 40 名以下の施設についてもその配置を義務付けるとともに、財政支援を行うこと
 - ・ 職員の人材確保及び離職防止のため、保育所等における「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様の処遇改善施策を創設すること
- 児童養護施設・里親・ファミリーホームにおける進学支援の充実のための財政支援の拡充
 - ・ 高等学校等に在学する児童の教育費について、実態に合った水準への増額など、財政支援を拡充すること
 - ・ 大学等に進学する児童に対する入学支度費の拡充や進学後の学費、通学交通費の支援制度の創設など財政支援を拡充すること
- 児童虐待未然防止及び再発防止に対する財政支援等の拡充
 - ・ 児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の職員等の配置基準について法整備を行うこと
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の適切な運営を確保するための研修や調整担当者の人員配置基準を明確化すること
 - ・ 心理的安全性に関する研修制度の創設など技術的援助を強化すること
 - ・ エビデンスに基づく全国共通のアセスメントツールを開発すること
 - ・ 児童虐待の世代間連鎖を予防するため、被虐待児に対して、医療機関等の専門職の判断に基づく治療対応を優先できる法整備及び小児期から成人期に切れ目なく医療、福祉の支援を継続できるような新たな支援制度を構築すること
- 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充
 - ・ 学童保育において、人材確保や質の向上のために支援員等の更なる処遇改善を行うとともに、障害児加算制度の年間を通じた算定方法の導入など施設の安定的な運営のための財政支援を拡充すること
 - ・ 放課後子供教室における地域ボランティア等の人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善を行えるよう国庫補助率を引き上げること

2) 教育・保育施設や自治体の負担軽減に向けた取組み

○ 施設型給付費等の申請手続きの簡素化

- ・ 公定価格の加算制度の整理や申請書類の簡素化・統一化などにより、事業者および自治体の手続き・事務負担の軽減を図ること
- ・ 今後の全国統一のシステム構築にあたっては、本市を含む先行する取組事例について、十分意見交換を行った上で進めること

3) 多様な児童生徒に対する支援体制の充実及び学校の組織力強化

○ 就学援助に対する財政支援の拡充

- ・ 自治体が就学援助世帯への支援を行う際の基準となる要保護児童生徒援助費補助金について、修学旅行費・校外活動費の単価を貸切バスの運賃・料金の見直しに応じて増額するなど、物価高騰に対応した財政支援を行うこと

○ 補習等のための指導員等派遣事業に対する財政支援の拡充

- ・ 学力向上の取組みや配慮が必要な児童生徒に対してきめ細やかに対応するため、学習指導等を行う指導員の配置について十分な財政支援を行うこと
- ・ 教員の多忙化の解消や学校の組織力強化のため、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置拡充について、補助単価の引上げ等、十分な財政支援を行うこと

5. 保健・福祉・医療の充実

»法務省、厚生労働省、環境省

1) 地域医療提供体制の整備

- 医療情報等を医療機関間で共有する仕組みの早期の構築
 - ・ 電子カルテ情報等の共有化を図る「全国医療情報プラットフォーム」の実現に向けて、医療機関への十分な支援を行うこと
- 不足する産科、小児科等における医師確保に向けた施策の推進
 - ・ 夜間・土日休日の救急を担う勤務医への手当の財政支援を行うこと
 - ・ 産科医の分娩取扱手当等を拡充すること
 - ・ 子育て世代医師の働きやすい職場環境を整備すること
- 小児救急医療及び周産期医療体制の確保に対する財政措置の拡充
 - ・ 小児科救急対応病院群輪番制の財政支援を拡充すること
 - ・ 小児科の休日・夜間急患センターへの財政支援を拡充すること
 - ・ 小児救急医療に対する診療報酬を拡充すること
 - ・ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに対する補助額を増額すること
- 二次救急を行う民間病院に対する財政措置の創設
 - ・ 救急医療等確保事業の用に供する固定資産税の非課税措置の適用を医療法人・個人病院等へ適用拡大すること

2) 医療扶助の抜本的な見直し

- 医療扶助適正化の推進
 - ・ 地方自治体の財政を大きく圧迫している医療扶助について、医療費の一部自己負担の導入をはじめ、生活保護受給者の医療保険制度への加入など、適正化に向けた抜本的な見直しを行うこと

3) 生活保護業務の負担軽減

○ ICT化の推進と財政支援の拡充

- ・自治体情報システムの標準化に合わせ、年金機構とのデータ連携を前提としたシステムを構築するとともに、福祉事務所におけるICT化の推進や業務の外部委託化に対する財政支援を行うこと

○ 地方自治体における資産調査業務の円滑化の支援

- ・資産調査の停滞を防ぐため、民間金融機関等に対する回答の義務付け及び財政支援を行うこと

4) 生活困窮者自立支援制度の充実

○ 学習支援事業及び家計改善支援事業の必須事業化

- ・学習支援事業及び家計改善支援事業を地方自治体が実施する必須事業として位置づけるとともに、財政支援を拡充すること

○ 生活困窮世帯に対する支援の充実

- ・住居確保給付金について、制度改正等により市の財政負担が増大しているため、財政支援を拡充すること

○ 自立相談支援事業における国庫負担額上限設定の撤廃

- ・人口区分による国庫負担上限額を撤廃し、地方自治体において必要となる事業費に対する財政支援を拡充すること

5) 障害者等に対する保健福祉施策の充実

○ 障害福祉サービス事業所への支援の充実

- ・計画相談支援体制の充足のため、基本相談にあたる活動に関する加算制度のさらなる拡充や、相談支援専門員を福祉・介護職員処遇改善加算の対象とするなど、報酬体系の見直しを図ること
- ・障害の特性や状態によっては、体調が変化しやすく急な欠席が多いという実情を踏まえ、特に通所系サービス事業者の安定的な運営が可能となるよう、欠席時の加算制度を拡充するなど、必要な措置を講じること

○ 報酬体系の簡素化による事務負担の軽減

- ・介護・障害福祉サービスにおける報酬体系の簡素化や、申請に係る事務手続きの簡素化等により、事業者の事務負担軽減を図ること

○ 医療的ケア児者等への支援の充実

- ・医療的ケアの必要な重症心身障害者の日中活動支援の受入を促進するため、送迎加算の算定要件緩和や単価の引上げを行うこと
- ・医療型短期入所事業所では、医療的ケア及び障害特性に応じた個別対応が必要であることを踏まえ、看護師や介護職を十分に確保できるよう、報酬単価の引き上げを行うこと

○ グループホームの整備に対する財政支援の拡充

- ・障害者の地域移行を支える共同生活援助事業所（グループホーム）について、整備の中止や遅れにつながらないように、社会福祉施設等施設整備費補助に関する十分な事業費を確保すること
- ・重度障害者を対象とする日中サービス支援型グループホームの整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助の補助基準額に、日中サービス支援型整備に関する加算制度を設けるなど、財政支援を拡充すること
- ・グループホームにおける安全確保の強化のため、スプリンクラー設備等の補助について、補助率の引上げや補助要件の緩和を行うなど、財政支援を拡充すること

○ 訪問系サービスにかかる地方自治体の超過負担の解消

- ・個々の障害の程度や状態に応じて決定している実際の給付額と国庫負担基準との間に乖離が生じていることから、市町村が支給決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準への改正を行うこと

○ 地域生活支援事業にかかる地方自治体の超過負担の解消

- ・地域生活支援事業について、地方自治体の負担を軽減し十分なサービス給付を図るため、既定の補助率に基づく十分な事業費を確保するとともに、移動支援事業等の全国一律に実施すべき事業について、自立支援給付事業に位置づけること

○ 措置入院患者等の地域移行への継続的な支援体制の構築に対する新たな財政支援

- ・措置入院患者等が地域で孤立せず安心して生活が送れるよう、退院後の継続支援について財政支援を行うこと

○ 制度的無年金者である外国人障害者等への救済措置

- ・ 国民年金法の国籍要件撤廃時、障害基礎年金を受給できない在日外国人障害者等への救済措置が講じられなかったために生じた制度的無年金者について、その救済のための法整備を行うこと

6) 医療保険制度の安定化

○ 国民健康保険が抱える構造的な課題の解決

- ・ 高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な課題を解決し、安定的に制度を継続していくため、国費拡充等の財政支援を行うとともに、医療保険制度の一本化の検討を進めること

○ 外国人留学生にかかる医療保険制度の構築及び収納対策

- ・ 外国人留学生に対する医療保険制度の適用は、日本の社会保障に関わる問題であるため、市町村の負担とならない外国人留学生の医療保険にかかる制度を別途国の責任において構築すること
- ・ 上記が実現されるまでは、外国人留学生が多い都市の負担が過度にならないよう、国から財政支援を行うこと
- ・ 外国人留学生の保険料の納付状況が極めて低いという課題に対応するため、特定技能外国人と同様、在留資格更新許可等申請時に国民健康保険料納付を要件化するとともに、毎年収納状況を確認する手順を制度化すること

7) 保健衛生施策の充実

○ 歯科口腔保健対策の推進に向けた取組等の充実

- ・ 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を進めるとともに、歯科口腔保健対策の推進に向けた財政支援を行うこと

○ 帯状疱疹ワクチン定期接種の財政支援拡充及び対象者の拡大

- ・ ワクチンに係る接種費用が高額となっていることから、さらなる自己負担や地方負担が生じないよう十分な財政支援を行うとともに、罹患率が50歳代から上昇するため、定期接種対象者を拡大すること。

○ おたふくかぜワクチンの早期の定期予防接種化

- ・ 有効性やワクチンに関する知見の収集等を行い、早期の定期接種化を実現すること

○ ウイルス性肝炎対策に対する財政支援の拡充

- ・ 集団健診会場・医療機関における肝炎ウイルス検査の受診機会を引き続き確保し、潜在的な陽性者の発見・適切な治療につなげるため、集団健診での肝炎ウイルス検査に対する国庫補助率について、医療機関での検査に対する補助率と同率まで引き上げること

○ 指定難病医療費助成制度における患者負担の軽減

- ・ 指定難病医療費助成制度における自己負担割合について、障害者総合支援法に基づく更生医療費の自己負担割合と同程度まで引き下げること

○ 若年の末期がん患者の在宅ケアに対する新たな財政支援

- ・ 介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで安心して生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、訪問介護サービス等を利用する際の費用に対する財政支援を行うこと

○ がん患者のアピアランスケアに対する新たな財政支援

- ・ 抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛、乳房切除等の外見の変化により、社会参加への不安をもつがん患者の治療・社会参加及び経済的負担の軽減を図るため、補正具等を購入する際の費用に対する財政支援を行うこと

○ 回復期リハビリテーションに対する診療報酬の見直し

- ・ 近年増加傾向の内部障害患者に対して適切な回復期リハビリテーションが実施されるよう、診療報酬の見直しを行うこと

8) 地域包括ケアシステム構築のための施策の一層の充実

○ 地域医療介護総合確保基金における指定都市への配分枠の設定

- ・ 指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ主体的に地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金について、指定都市への配分枠の設定を行うこと

9) 総合的な権利擁護体制の構築

○ 権利擁護事業にかかる支援の拡充

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の運営に対する財政支援を拡充すること
- ・ 成年後見人等が決定するまでの間に必要となる金融取引について、金融機関と地方公共団体等との円滑な連携に資する措置を講じること
- ・ 福祉サービスの利用手続や金銭管理を援助する日常生活自立支援事業について、財政支援を拡充するとともに、金融機関に対して手続きの円滑化を要請するなど、より簡便で迅速な支援に資する措置を講じること

10) 民生児童委員制度の充実

○ 活動環境の整備及び財政支援の拡充

- ・ デジタル技術の活用を進めることで、情報共有時の民生児童委員の負担軽減や、若年層の参入促進にも資することから、タブレット配布や民生児童委員業務のDX化等にかかる財政支援を行うこと
- ・ 高齢者の増加や生活困窮・児童虐待、災害時における要援護者支援等福祉課題の複雑化による民生児童委員の業務負担増に伴い、多くの自治体の実費弁償費の増額改定を行っていることを踏まえ、実費弁償費にかかる財政措置を拡充すること

11) 高齢者施設の大規模修繕等

○ 高齢者施設の大規模修繕等に対する財政支援の拡充

- ・ 高齢者人口の減少が予想される2040年以降を見据えた施設整備を鑑み、老朽化した介護保険施設や老人福祉施設等について、大規模修繕及び改築のための新たな国庫補助制度の創設や、地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度に対する財政支援を拡充すること

12) 孤独・孤立に対する支援

○ 罪を犯した人への立ち直り支援

- ・対象者との面談や更生保護サポートセンター運営等に必要な経費が賄われるよう、各保護司会に対して、十分な実費弁償費を支給すること
- ・罪を犯した人の再犯防止に取り組む地方自治体に対して、財政的支援を行うこと

○ 複合的な福祉的課題に対する対応

- ・社会的孤立をはじめとして、ヤングケアラーやひきこもり等、複合的な課題を抱えた方々への支援を充実させるために、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を活用しやすい制度に見直すこと

6. 多文化共生の推進

»法務省、文部科学省

1) 在住外国人に対する日本語教育の充実

- 一定の日本語能力を習得できる全国的な仕組みの構築及び地域における日本語教育の取組みに対する財政支援の拡充
 - ・ 在住外国人の急増に伴い、地域での日本語学習機会の提供が不十分な現状をふまえ、在住外国人が地域で自立・共生するために必要となる最低限の日本語を習得できる全国共通の持続的な仕組みづくりに主体的に取り組むこと
 - ・ 在住外国人の日本語能力向上に向けて、地域においても継続的に日本語学習の機会を提供・拡充するため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業について、所要額全額を補助金として措置するなど、財政支援を拡充すること

2) 外国人の受入環境整備の促進

- 増大しつつある外国人からの相談に対応するためのワンストップ型の相談窓口の運営に対する財政支援の拡充
 - ・ 相談窓口運営や通訳支援などの安定的運営に向けて「外国人受入環境整備交付金事業」の事業費を確保し、所要額全額を補助金として措置するとともに、交付基準の見直しや、補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充すること

